



はんもつ  
20 北条氏邦判物

天正10年(1582年)7月11日

天正10年(1582年)6月2日、織田信長が本能寺の変で倒れると、6月17日・18日に行われた神流川合戦かんながわにおいて、北条氏直に滝川一益は敗北し、上野国から退却します。この文書は北条家当主の北条氏直の叔父で、武蔵国鉢形城主はちがたの北条氏邦が極楽院の寺領を安堵したものです。文中の「大途」は当主である氏直を指します。改めて当主の氏直から寺領を安堵することを約束し、それまではこの文書が効力を発揮すると明記されています。

浦野安孫家文書 P0603 No.3

【20】 北条氏邦判物

(P0603 浦野安孫家文書 No.3)

〔読み下し文〕

右、前々より抱え来らる知行分寺領の事に候間、少しも相違有るべからず候、大途の御印判申し調え遣わすべく候、其の間は此の証文を以つて横合有るべからず候、弥武運長久の精誠を抽んぜらるべき者也、仍つて件の如し

(一五八二) みずのえうま  
天正十年壬午

七月十一日氏邦(花押)

極楽院